

熊本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン

平成31年（2019年）2月27日 熊本県農林水産部

伐採事業者が単独で又は連携して、適切な伐採と伐採後の造林を着実に実施することを促進するため、本県における伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドラインを以下のとおり定める。

1 伐採・更新計画の作成

- (1) 伐採（主伐）と造林を同一の事業者が実施する場合には、その事業者が自ら、別の事業者が実施する場合には、それぞれの事業者が連携して、「伐採及び更新の実行に関する計画」（以下「伐採・更新計画」という。）を立てる。
- (2) 伐採・更新計画には、次の事項を必ず定め、伐採方法（皆伐・択伐の別）、植栽時期、獣害対策の実施等の項目を必要に応じて追加する。なお、森林経営計画に基づき伐採・更新が行われる森林については、当該計画をもって伐採・更新計画に代えることができる。
 - ア 森林の所在地（地番、林小班）
 - イ 伐採計画（樹種、林齢、面積）
 - ウ 更新計画（更新方法（再造林、天然更新の別）、造林樹種、面積）
- (3) 伐採・更新計画については、次の事項を踏まえ、伐採後の的確な更新を確保できる更新計画を定め、それを勘案して伐採計画を定める。
 - ア 更新方法については、5の(1)により検討する。
 - イ 再造林については、5の(2)のとおり森林所有者への説明を行い、理解を得るものとする。
 - ウ 再造林に係る森林所有者の負担を軽減するため、5の(3)に定める伐採と造林の一貫作業の推進等について検討する。
 - エ 再造林を適期に行うためには、苗木の確保が必要であることから、5の(4)のとおり必要な措置を行う。
- (4) 伐採・更新計画は、伐採現場の状態を踏まえ、立木売買契約や作業委託・請負契約等の締結時点など、伐採を行う前に立て、森林所有者に説明したうえで同意の署名を得る。
- (5) 伐採事業者等は、作業開始に先立ち、作業員に伐採・更新計画の内容を周知する。作業を他の事業体に請け負わせるときは、伐採・更新計画を守ることを条件とする。

2 契約、許可・届出、制限の確認

(1) 森林の土地や立木の権利の確認

- ア 伐採事業者が森林所有者との立木売買契約や主伐作業請負契約等を締結する際には、森林の土地及び立木の権利者や権利の区域の範囲について確認を

行う。この場合、土地の所有界については、所有者とともに現地確認を行い、不明確な場合は、所有者と隣接所有者との間で明確化が行われたことを確認する。（４の(1)イに関連）

イ 長期施業受委託契約等の有無を確認し、契約がある場合には、当該長期施業受託者からの施業請負の可否等について協議する。

注1 森林組合等が森林所有者と長期施業受委託契約を締結して森林経営計画を作成し、認定を受けている森林については、当該森林組合等が受委託契約及び森林経営計画に基づいて造林を行う場合（請負施行含む。）に造林補助事業の対象となる。

注2 長期施業委託契約等を締結した森林所有者が相続等により変わっている場合などは、当該契約等の存在を知らない又は忘れている場合も想定されるので注意が必要である。

(2) 森林経営計画・伐採及び伐採後の造林の届出（伐採造林計画）の確認

ア 森林経営計画の認定を受けている森林においては、計画内容を確認し、計画変更手続きの必要の有無、事後の伐採等の届出の提出について認定森林所有者等と調整を行う。（伐採事業者が認定森林所有者等である場合には、自らが手続きを適切に行う。）

イ 森林経営計画の認定を受けていない森林においては、保安林以外である場合、伐採事業者は、森林所有者や造林事業者と連携して市町村森林整備計画に適合した伐採及び伐採後の造林の届出[※]を行い、届出内容に従った伐採及び伐採後の造林を行う。

また、造林事業者は、伐採後の造林が終了した後、30日以内に造林状況を市町村長へ報告することについて森林所有者と調整する。

なお、立木を買い受けて伐採を行う場合には、伐採後の造林に係る権利を有する者と共同して届出書を提出する。伐採作業を森林所有者等から請け負って実施するときは、森林所有者等による届出手続きが適切に行われるよう確認する。

※ 伐採及び伐採後の造林の届出書は、伐採を開始する日の90日前から30日前までの間に市町村長に提出しなければならない。

(3) 保安林等法令による制限

伐採事業者は、保安林や自然公園等法令による伐採及び土地の形質の変更行為の規制がある土地であるかどうかを確認する。伐採等の規制がある場合には、規制内容を確認し、必要な許可等を得る。

(4) 補助事業の履歴の確認

伐採事業者は、造林補助事業等の履歴を森林所有者に確認し、伐採を行うことにより過去の造林補助事業の補助金返還要件に抵触しないかを確認する。

注) 造林補助事業等により間伐等を行った森林について、事業完了年度の翌年度から起算して5～8年以内(熊本県森林機能高度発揮の森林づくり事業(針広混交林化促進事業)の施行地は20年の協定期間内)に伐採した場合は、補助金返還の対象となる。

(5) 森林の土地の購入の際の届出

ア 伐採事業者は、立木とあわせて森林の土地を購入した場合、その土地の規模に応じて、国土利用計画法に基づく届出、又は、森林法に基づく森林の土地の所有者届出を行う。

注1 都市計画区域外で1ha以上(市街化区域は0.2ha以上、その他都市計画区域は0.5ha以上)の土地を購入した場合は、国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出が必要。それ以外の規模で地域森林計画対象民有林を購入した場合は、森林法に基づく森林の土地の所有者届出を行う。

注2 国土利用計画法に基づく届出書は、土地売買等の契約を締結した日から起算して2週間以内に、当該土地が所在する市町村の長を経由して県知事に提出する。
森林法に基づく森林の土地の所有者届出書は、地域森林計画の対象となっている民有林について新たに森林の土地の所有者となった日から90日以内に、当該土地が所在する市町村の長に提出する。

イ 計画的な森林施業の実施を図る観点から、購入した森林については、森林経営計画を新たに作成あるいは従前のものを継承して、認定を受けることが望ましい。

3 路網・土場の整備

(1) 使用目的・期間に応じた整備

ア 路網・土場の開設に当たっては、所有者等との話し合いにより、使用目的・期間を明確にし、それに応じたふさわしい施工をする。

イ 一時的に使うものについては、埋め戻し等の方法により原状回復が早く進むよう配慮し、長期にわたり使用するものについては、路体・土場、法面が早期に安定するよう配慮する。

(2) 整備に当たっての留意事項

ア 路網や土場は、伐木造材や集材等に使用する機械の種類等に適合し、作業効率が最大になるように配置することとする。その際、現地踏査や資料等により、地形・地質、気象条件、水系や地下構造等を確認するとともに、道路等の公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況等も考慮する。

イ 森林作業道の作設に当たっては、熊本県森林作業道作設指針に基づき、路線計画、施工、周辺環境への配慮、生態系と景観保全への配慮、切土・盛土と法面の処理、排水の処理等を適切に行う。

4 伐採に係る留意事項

(1) 伐採区域

ア 伐採事業者は、伐採開始前に森林所有者と協議を行い、林地の保全、落石、風害等の防止等のため、溪流周辺や尾根筋について保護樹帯を設定することや、野生生物の営巣に重要な空洞木の保護を図ることなど、伐採の適否を慎重に検討する。

イ 伐採を行う際には、土地の所有界を超えた伐採をしないよう、あらかじめ区域の明確化を行い、誤伐を防ぐ。

ウ 伐採面積は、市町村森林整備計画に定める面積（保安林にあつては指定施業要件で定められた面積）を上限とし、10ヘクタールを超える面積の伐採を行う場合は、伐区を設定し、伐採を面的、時間的に分散させることが可能かを検討する。また、伐採跡地が連続しないよう、保残帯の効果的な配置に努める。この場合、保残帯は、周辺森林の成木の樹高以上の幅を確保する。

(2) 作業実行上の配慮

ア 伐採事業者は、一時的に使用する路網、土場では、その後の植生回復に支障を来さぬよう土壌攪乱の防止に努める。

イ 民家や一般道等への伐倒木、転石等の落下防止や、早朝等における騒音防止等に注意を払う。

ウ 現場に立て看板を設置する等により、現場内の安全確保、事故防止に努める。

また、森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出、同第15条の森林経営計画に基づく立木伐採等（いずれも伐採面積が1ヘクタール以上の皆伐の場合）にあつては、市町村から交付を受けた「伐造届出旗」を、同第34条の許可を受けた保安林内の立木伐採にあつては、県から交付を受けた「皆伐許可旗」を、伐採現場に掲揚し、適法な伐採であることを対外的に示す。

エ 地域住民の通行する道路では、作業が通行の妨げとならないよう十分に注意を払うとともに、運材のための道路の使用について必要な許可、地域の理解を得る。

オ 伐採跡地については、その後の造林作業が効率的に行えるよう、造林事業者と調整したうえで枝条等を整理する。特に、伐採と造林の一貫作業を行う場合は、グラップル等による機械地拵えを効果的に行う。

5 造林に係る留意事項

(1) 更新方法

ア 森林所有者及び造林事業者は、市町村森林整備計画で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、及び指定施業要件として植栽が義務づけられている保安林においては、植栽による更新を確実に行う。

また、木材生産に適する森林など持続的に林業を行うことが可能な森林に

においては、積極的に植栽による更新を検討する。

イ 天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系からみて、天然力の活用によりの確な更新が図られる森林において行うものとする。

また、更新状況により、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

ウ 市町村森林整備計画で定める鳥獣害防止森林区域の情報等も踏まえ、植栽に当たっては、防護柵の設置等による鳥獣害防止について検討するとともに、適切な保育作業により森林の健全な育成を図る。

(2) 再造林に関する森林所有者への説明等

伐採・更新計画を作成する際、伐採事業者は、必要に応じて造林事業者と連携して、森林所有者に対して伐採から再造林までに係る収支や再造林の必要性などを分かりやすく説明するなどし、再造林に向けた森林所有者の意識の向上に努める。

(3) 伐採と造林の一貫作業の推進等

ア 再造林に係る森林所有者の負担を軽減し、伐採後の的確な造林を確保するため、対象森林が所在する県又は市町村における造林補助事業等の各種補助制度に関する情報を収集し、その活用に努めるほか、伐採と造林の一貫作業など低コスト造林の実施について検討・調整を行う。この場合において、造林補助事業等の予算割当や、再造林に必要な苗木を確保するためには、所定の手続き及び期間を要することに留意する。

注) 森林環境保全整備事業（造林補助事業）補助金の交付を受けて再造林を行う場合は、補助金の交付を受けようとする年度の前年度の9月30日までに実施予定計画書を知事に提出し、補助金の割り当て内示を受ける必要がある。

伐採と造林を異なる事業者が実施する場合、伐採事業者は、これを理解したうえで、造林事業者との連携体制を構築しておくことが重要である。

イ 森林経営計画が立てられていない森林については、造林公共事業等による有利な補助金の活用ができないことから、森林所有者等は、森林経営計画の策定に努めることが有効である。

ウ 伐採事業者と造林事業者が連携する場合、造林事業者において実施可能な造林・保育の年間事業量に限度があることから、伐採面積がこれを超えるときは、伐採事業者は、伐採後の的確な更新を確保する観点から、伐採計画の調整や造林事業への人的支援等に努める。

(4) 苗木の確保

ア 計画的かつ効率的な再造林を行うためには、必要な時期に必要な量の苗木を調達できる体制を構築しておくことが重要である。

イ 山行苗の生産が開始されてから出荷されるまでには、苗木の種類ごとに一

定の期間（年数）を要することを認識しておく。

ウ 計画的な再造林と苗木の安定的な需給調整を図るため、造林事業者は、伐採・再造林面積や苗木需要に関する短・中期的な計画について、苗木生産者団体等への情報提供に努める。また、苗木の予約購入等により計画的な苗木の調達を行うことも有効である。

エ 再造林に係る苗木の樹種は、森林所有者の意向等に沿うことも重要であるが、伐採計画地の林木の生育状況等を踏まえ、適地適木を原則として選択する。

6 事業実施後の留意事項等

(1) 枝条残材、廃棄物の処理

ア 伐採事業者は、枝条残材を現場に残す場合は、出水時に河川等に流れ出したり、雨水を堰き止めたりすることなどにより林地崩壊を誘発することがないように、流出しにくい場所に集積するなど、片付け方に十分注意する。

イ あらかじめ枝条残材の発生量を見積もり、集積箇所の準備や処理方法等を想定しておき、大量な枝条残材の山積みは避けるとともに、伐採後の造林に支障のないよう整理する。

ウ 廃棄する資材、廃油等は全て持ち帰り、適正に処分する。

(2) 路網・土場の管理等

ア 一時的に使用した路網、土場は、取り決めに基づき必要に応じて埋め戻すなどし、植生の回復を促す。

イ 事業実施後も継続して使用する路網、土場については、作業により荒れた箇所の補修を行うとともに、長期間壊れにくい施設となるよう、必要な排水処理を行う。

ウ 森林作業道等については、管理者がゲートの設置や施錠等を行い、適正に管理する。

エ 伐採事業者が運材に使用した道路等については、管理者との取り決めに応じて、必要な補修等を行う。

(3) 事後評価

ア 全ての作業が終了した後、伐採・更新計画に即して作業を完了したことを森林所有者に報告し、確認の署名を得る。

イ 伐採・更新計画について、事業体内部で事後評価を行い、計画と作業内容が適正であったかを検証し、次回からの改善につなげる。

7 健全な事業活動

(1) 労働安全衛生

ア 伐採事業者及び造林事業者は、労働安全衛生法を始めとする関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。

イ かかり木処理やチェーンソーによる伐木作業等に関する厚生労働省のガイ

ドラインや、林業・木材製造業労働災害防止協会の林業・木材製造業労働災害防止規程等を備え、具体的な事項についてはこれを参照する。

ウ 現場には、作業主任者、特別教育修了者等の必要な有資格者を配置するとともに、緊急連絡体制等を整備する。

エ 林業機械の新たな導入、作業方法や作業手順の変更等を行う場合等、日頃からリスクアセスメントを実施し、危険予知ミーティングの実施等も含めて、危険要因の排除に努める。

オ 中高年者の労働安全には特に注意を払い、健康診断を定期的実施するとともに、熱中症の予防、振動障害の予防に取り組むなど、従業員の健康維持に努める。

カ 死亡災害が多発しているかかり木処理作業など伐木造材作業や、車輛系林業機械の運転作業について、安全教育等を通じて安全作業を徹底する。

(2) 雇用改善・事業の合理化

ア 伐採事業者及び造林事業者は、労働基準法を始めとする関係法令を遵守するほか、雇用通知書等による雇用管理関係の明確化、従業者の常用化等の雇用の安定化、社会保険・労働保険の加入など、労働条件の改善に努める。

イ 従業者の日常の業務を通じた技術の習得のほか、技術向上に係る研修への計画的な派遣に努める。

ウ 施業集約化による森林施業の実施の働きかけや、高性能林業機械を活用した作業システムによる効率的な施業を実施できる人材の育成を促進し、生産性の向上を図りながら、事業量の安定的確保を図る。

(3) 作業請け負わせ

ア 伐採事業者は、伐採搬出作業を他の事業体に請け負わせる場合は、条件の明確な契約を文書で交わす。

イ 伐採事業者又は造林事業者は、請負作業については、森林所有者から同意を得た伐採・更新計画の内容を遵守することを契約の条件とし、契約金額はそれに見合ったものとする。

ウ 伐採・更新計画の作成時には、請け負わせ先の事業体が関与しておくことが望ましい。

エ 計画変更などがある場合は、請け負わせ先、自社、森林所有者の三者間で円滑に進むように配慮する。

(4) 広域な事業活動への対応

ア 伐採事業者は、他県で伐採を行う場合においては、関係法令はもとより、当該県及び市町村の関係規程等を把握し、遵守する。

イ 当該県・業界において同様のガイドラインが定められている場合は、それにも従うことが望ましい。

ウ 森林所有者からの要請に応じて、伐採から再造林までを責任を持って、かつ効率的に行いうるよう、自社で一貫して引き受ける体制を取ることを基本とするが、困難な場合は、あらかじめ再造林を請け負う事業体との連携体制

を築いておく。特に、当該県及び市町村における造林補助事業等を活用する必要がある場合は、その申請手続きや造林に必要な苗木の調達等を行うことができる事業者と、時間的余裕をもって連携体制を築く。